

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
11月29日
(火曜日)

目次

告示

自衛官の募集(消防防災課).....一

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....二

特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(建築指導課).....二

特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(住宅課).....三

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課).....三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....四

契約の締結(企業立地推進室).....四

周南都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....四

大和都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....五

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五

雑報

山口県地域防災計画の修正.....五

山口県告示第六百三十四号



自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の募集に関する事項を次のとおり告示する。

平成十七年十一月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 募集期間

平成十七年十二月一日(木曜日)から平成十八年一月十三日(金曜日)まで

二 試験期日

平成十八年一月十八日(水曜日)又は同月十九日(木曜日)

三 試験場の位置及び名称

山口市上宇野令七八四番地 陸上自衛隊山口駐屯地

四 試験の方法

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

五 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(一) 平成十八年四月一日現在において満十八歳以上二十七歳未満の日本の国籍を有する男性であること。

(二) 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

六 採用予定人員及び採用予定年月

区分	採用予定人員	採用予定年月
二等陸士	若干人	平成十八年三月又は同年四月
二等海士	若干人	
二等空士	若干人	

七 その他

この試験についての問合せは、最寄りの市役所若しくは町村役場又は自衛隊山口地方連絡部(電話〇八三一九二二二三五)若しくは次のいずれかの募集事務所等に行うこと。

- (一) 自衛隊山口地方連絡部岩国募集事務所(電話〇八二七一三一一五八〇)
- (二) 自衛隊山口地方連絡部柳井募集事務所(電話〇八二〇一二一八一九九)
- (三) 自衛隊山口地方連絡部周南募集事務所(電話〇八三四一三二七〇九七)
- (四) 自衛隊山口地方連絡部山口募集案内所(電話〇八三一九二五八二三)
- (五) 自衛隊山口地方連絡部宇部募集事務所(電話〇八三六一三一一四三五五)

- (六) 自衛隊山口地方連絡部下関出張所(電話〇八三二一三三九三五)
- (七) 自衛隊山口地方連絡部募事務所(電話〇八三八一三二二四〇九)

山口県告示第六百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年十一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称
山口北部土地改良区

認可年月日
平成一七、一一、一八

山口県告示第六百三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の十一第二項の規定により、山口県立防府商業高等学校特別教室新築工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年十一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口県立防府商業高等学校特別教室新築工事
- (一) 工事場所 防府市中央町四七四番
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	地上四階建	二、五一五平方メートル

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十七年十一月二十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十七年十二月九日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 入札参加資格の審査結果の通知方法
指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十二月二十二日までに発送する。

四

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三三)

一三八三〇) にするよう。

山口県告示第六百三十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の十一第二項の規定により、稗田県営住宅全面的改善工事(第二工区)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下、「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年十一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 稗田県営住宅全面的改善工事(第二工区)
- (一) 工事場所 下関市稗田北町及び山の田北町地内
- (二) 工事の概要

工 種	延 べ 面 積
規模増改善工 バリアフリー住戸改善工 共用部分改善工	二、八四八平方メートル

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十分以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成十七年十一月二十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が八百以上であるこ

- と。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- ### 三 入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年十二月九日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十八年一月五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三―三八七〇)にすること。

山口県告示第六百三十八号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 二の(一)中「山口県信用農業協同組合連合会 吉敷郡小郡町大字下郷二二三九」を

「山口県信用農業協同組合連合会 山口市小郡下郷二二三九」に改める。
三の(一)の2中「山口信用金庫 山口市道場門前一丁目五番一号」を
「山口信用金庫 山口市道場門前一丁目五番一号」に改め、
吉南信用金庫 山口市小郡下郷二二〇一」
「吉南信用金庫 吉敷郡小郡町大字下郷二二〇一」を削り、三の(一)の3中
「山口中央農業協同組合 山口市大字吉敷四五二五の二」を
「山口中央農業協同組合 山口市吉敷四五二五の二」に改め、三の(一)の4中
「王喜漁業協同組合 下関市大字松屋一〇九〇の四」及び
「床波漁業協同組合 宇部市大字西岐波三〇四一の九」を削る。



(六三二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年一月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年十一月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山陽NPO子ども支援センター

代 表 者 の 氏 名 中富 高義

主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字郡二八〇八番地

三 定款に記載された目的

次世代を担う子ども達に対して、地域密着型の健全育成活動及び支援を行い、地域の活性化及び子どもの健全な育成に寄与すること。

(六三三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十七年十一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

商工労働部企業立地推進室 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

戦略的企業誘致宣伝業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年九月二十日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社電通 東京都港区東新橋一丁目八番一号

六 契約金額

四千三百万円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関 成

(六三四) 周南都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画下水道光市流域関連公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(六三五) 大和都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による大和都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

大和都市計画下水道光市流域関連公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(六三六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年十一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山口市宮野下字道祖ヶ埜及び字東道祖ヶ埜並びに大内御堀字奥長谷

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山口市大内御堀一八八四番地

株式会社岡部



山口県地域防災計画の修正

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条第一項の規定により、山口県地域防災計画を修正したので、その要旨を次のとおり公表します。

平成十七年十一月二十九日

山口県防災会議

一 修正年月日

平成十七年十一月九日

二 修正事項

自然災害、事故災害及び地震災害に関する防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱、災害予防計画、災害応急対策計画並びに復旧・復興計画について所要の修正を行った。

平成十七年十一月二十九日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）